

令和7年第4回別府市議会定例会 議案（条例・その他）の概要

- 議第103号 別府市議会議員及び別府市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例及び別府市議会議員及び別府市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部改正について
- 議第104号 特別職の常勤職員の給与及び旅費に関する条例等の一部改正について
- 議第105号 別府市職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 議第106号 住居表示の実施に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 議第107号 別府市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について
- 議第108号 別府市印鑑条例の一部改正について
- 議第109号 別府市営合葬墓の設置及び管理に関する条例の制定について
- 議第110号 別府市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議第111号 別府市水道事業給水条例の一部改正について
- 議第112号 别府市下水道条例及び別府市公共下水道の構造等の基準に関する条例の一部改正について
- 議第113号 别府市競輪事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 議第114号 别府市競輪事業建設改良基金条例の一部改正について
- 議第115号 别府競輪市民広場の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議第116号 别府市火災予防条例の一部改正について
- 議第117号 指定管理者の指定について（内竈コミュニティーセンター等）
- 議第118号 指定管理者の指定について（南立石2区集会所）
- 議第119号 指定管理者の指定について（身体障害者福祉センター）
- 議第120号 指定管理者の指定について（地域共生広場）
- 議第121号 指定管理者の指定について（鉄輪地獄地帯公園小倉エリア駐車場）
- 議第122号 指定管理者の指定について（実相寺中央公園集会所）
- 議第123号 指定管理者の指定について（特定公共賃貸住宅等）
- 議第124号 公の施設を他の普通地方公共団体の住民の利用に供することに関する協議について（別府市立図書館等複合施設）

- 議第125号 公の施設を他の普通地方公共団体の住民の利用に供することに関する協議について（子育て支援センター）
- 議第126号 他の普通地方公共団体の公の施設を本市の住民の利用に供させることに関する協議について（大分市南部スポーツ交流ひろば）
- 議第127号 他の普通地方公共団体の公の施設を本市の住民の利用に供させることに関する協議について（大分市府内こどもルーム外10施設）
- 議第128号 字の区域及びその名称の変更について

議第103号

別府市議会議員及び別府市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例及び別府市議会議員及び別府市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部改正について

1 趣旨

公職選挙法施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第200号）により公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）の一部が改正され、衆議院議員及び参議院議員の選挙における選挙運動用ポスター及び選挙運動用ビラの作成の公営に要する経費に係る限度額が改定されたことに伴い、条例を改正します。

2 議案の内容

第1条 別府市議会議員及び別府市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正（次の表のとおり改定します。）

区分	現行	改正案
選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価の限度額	541円31銭にポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額をポスター掲示場の数で除して得た数	586円88銭にポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額をポスター掲示場の数で除して得た数

第2条 別府市議会議員及び別府市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部改正（次の表のとおり改定します。）

区分	現行	改正案
選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価の限度額	7円73銭	8円38銭

3 施行期日 公布の日

4 担当課 選挙管理委員会事務局

議第104号

特別職の常勤職員の給与及び旅費に関する条例等の一部改正について

1 趣旨

市長、副市長、議員、教育長及び競輪事業管理者に支給する期末手当の額を改定することに伴い、次に掲げる条例を改正します。

- (1) 特別職の常勤職員の給与及び旅費に関する条例
- (2) 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例
- (3) 別府市教育委員会教育長の給与等に関する条例

(4) 競輪事業管理者の給与及び旅費に関する条例

2 議案の内容

市長、副市長、議員、教育長及び競輪事業管理者に支給する期末手当の支給率を次の表のとおり改定します。

区分	現 行	令和7年12月分	令和8年4月以降
6月	172.5/100	—	175/100
12月	172.5/100	177.5/100	175/100

3 施行期日 公布の日。一部は、令和8年4月1日

4 担当課 総務部職員課

議第105号

別府市職員の給与に関する条例等の一部改正について

1 趣旨

国家公務員及び大分県職員の給与改定の事情を考慮して、一般職の職員の給与改定を行うことに伴い、条例を改正します。

2 議案の内容

第1条 別府市職員の給与に関する条例の一部改正

ア 期末手当（令和7年12月支給分）の支給率を125/100から127.5/100（定年前再任用短時間勤務職員にあっては70/100から72.5/100）に改定します。（第16条関係）

イ 勤勉手当（令和7年12月支給分）の支給率を105/100から107.5/100（定年前再任用短時間勤務職員にあっては50/100から52.5/100）に改定します。（第17条関係）

ウ 給料表を全部改正し、令和7年4月1日から適用します。（別表第1関係）

第2条 別府市職員の給与に関する条例の一部改正

ア 期末手当（令和8年4月以降支給分）の支給率を127.5/100から126.25/100（定年前再任用短時間勤務職員にあっては72.5/100から71.25/100）に改定します。（第16条関係）

イ 勤勉手当（令和8年4月以降支給分）の支給率を107.5/100から106.25/100（定年前再任用短時間勤務職員にあっては52.5/100から51.25/100）に改定します。（第17条関係）

第3条 別府市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正

ア 特定任期付職員の給料表を改定し、令和7年4月1日から適用します。

イ 特定任期付職員に係る期末手当（令和7年12月支給分）の支給率を95

/100 から 97.5/100 に改定します。(第 8 条関係)

ウ 特定任期付職員に係る勤勉手当（令和 7 年 1 月支給分）の支給率を 87.5/100 から 90/100 に改定します。(第 8 条関係)

第 4 条 別府市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正

ア 特定任期付職員に係る期末手当（令和 8 年 4 月以降支給分）の支給率を 97.5/100 から 96.25/100 に改定します。(第 8 条関係)

イ 特定任期付職員に係る勤勉手当（令和 8 年 4 月以降支給分）の支給率を 90/100 から 88.75/100 に改定します。(第 8 条関係)

第 5 条 別府市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正

ア 会計年度任用職員に係る期末手当（令和 8 年 4 月以降支給分）の支給率の上限を 125/100 から 126.25/100 に改定します。(第 15 条及び第 25 条関係)

イ 会計年度任用職員に係る勤勉手当（令和 8 年 4 月以降支給分）の支給率の上限を 105/100 から 106.25/100 に改定します。(第 15 条の 2 及び第 25 条の 2 関係)

ウ 給料表を全部改正します。(別表第 1 関係)

3 施行期日 公布の日。一部は、令和 8 年 4 月 1 日

4 担当課 総務部職員課

議第 106 号

住居表示の実施に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

1 趣旨

住居表示の実施に伴い、当該実施区域内の公の施設の位置の表記等を改正するため、次に掲げる条例を改正します。

- (1) 別府市立学校の設置及び管理に関する条例
- (2) 別府市南立石 2 区集会所の設置及び管理に関する条例
- (3) 別府市保育所の設置及び管理に関する条例
- (4) 別府市児童館の設置及び管理に関する条例
- (5) 別府市子育て支援センターの設置及び管理に関する条例
- (6) 別府市有温泉施設等の設置及び管理に関する条例
- (7) 別府市営住宅の設置及び管理に関する条例
- (8) 別府市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例

2 議案の内容

次のとおり条例中の位置の表記等を改正します。

- (1) 南立石小学校、鶴見小学校、大平山小学校、南立石幼稚園、鶴見幼稚園及び大平山幼稚園の位置の表記を改正します。(第1条関係)
- (2) 別府市南立石2区集会所の名称を「別府市南立石公園町集会所」に改め、同集会所の位置の表記を改正します。(第2条関係)
- (3) 鶴見保育所、西部児童館及び西部子育て支援センターの位置の表記を改正します。(第3条、第4条、第5条関係)
- (4) 堀田温泉の位置の表記を改正します。(第6条関係)
- (5) 市営扇山住宅、市営古賀口住宅、市営竹の内住宅、市営新別府住宅、市営石垣原住宅、市営莊園住宅、市営西別府住宅、市営緑ヶ丘住宅及び市営丸尾市民住宅の位置の表記を改正します。(第7条関係)
- (6) 水道事業の給水区域内における住居表示の該当地区の表記を改正します。(第8条関係)

3 施行期日 令和8年1月10日

4 担当課 企画戦略部政策企画課

議第107号

別府市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について

1 趣旨

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）により児童福祉法（昭和22年法律第164号）の一部が改正され、条例が引用する条項が改められたこと及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）の一部が改正され、利用乳幼児に対する健康診断の全部又は一部を行わないことができる場合が追加されたことに伴い、条例を改正します。

2 議案の内容

- (1) 別府市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改めます。
(第12条関係)
- (2) 別府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
ア 「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改めます。
(第12条関係)
イ 第17条第2項を全部改正し、乳幼児に対する利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断の全部又は一部を行わないことができ

る場合を定めます。

- (3) 別府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例 「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改めるとともに、幼保連携型認定こども園及び幼稚園である特定教育・保育施設の職員の場合の適用条項の特例を定めます。(第25条関係)
- (4) 別府市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改めます。(第13条関係)

3 施行期日 公布の日

4 担当課 こども部子育て支援課

議第108号

別府市印鑑条例の一部改正について

1 趣旨

印鑑登録原票等に関する書類の閲覧に係る規定を整備するため、条例を改正します。

2 議案の内容

第17条に下線部分を加えます。

市長は、法令に定めがある場合を除き、登録原票その他印鑑の登録又は証明に関する書類を閲覧に供してはならない。

3 施行期日 公布の日

4 担当課 市民福祉部市民課

議第109号

別府市営合葬墓の設置及び管理に関する条例の制定について

1 趣旨

合葬墓（複数の焼骨を埋蔵するための施設をいいます。）を設置することに伴い、条例を制定します。

2 議案の内容

- (1) 条例には、設置、名称及び位置、構成施設、合葬墓を使用できる者、使用期間等、使用許可、使用取消しの届出等、使用料、焼骨の埋蔵、記名板の使用、使用権の譲渡等の禁止、使用許可の取消し等、焼骨の返還等、使用許可取消し後の焼骨の取扱い等、損害賠償、合葬墓の管理及び行旅死亡人等の埋蔵を定めます。

(2) 名称及び位置は、次のとおりです。

名称	位置
別府市営野口原合葬墓	別府市上野口町17番

(3) 合葬墓には、集合安置室、合葬室、参拝スペース及び銘碑の施設を置きます。

(4) 合葬墓を使用できる者は、次に掲げるものです。

ア 本市に住所を有する個人であって、焼骨を埋蔵し、又は改葬しようとするもの

イ 本市に住所を有しない個人であって、死亡時に本市に住所を有していた者の焼骨を埋蔵し、又は本市にある墓地若しくは納骨堂から改葬しようとするもの

ウ 市営墓地を使用している者で、当該墓地を返還するための改葬先として合葬墓を使用しようとするもの

エ 本市に住所を有する個人であって、自己の死後にその焼骨の埋蔵を希望するもの

(4) 集合安置室の使用期間は20年間で、その後は合葬室に埋蔵され、合葬室の使用期間は永年です。

(5) 使用料は、次のとおりです。

区分	金額
集合 安置室	(1) (2)以外の者 1柱につき 110,000円
	(2) 市営墓地からの改葬先とする者 1柱につき 77,000円
合葬室	(1) (2)以外の者 1柱につき 44,000円
	(2) 市営墓地からの改葬先とする者 1柱につき 11,000円
記名板	1枚につき 33,000円

3 施行期日 規則で定める日

4 担当課 市民福祉部生活環境課

議第110号

別府市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

1 趣旨

市営朝日原住宅Cを用途廃止することに伴い、条例を改正します。

2 議案の内容

別表から市営朝日原住宅Cを削ります。

- 3 施行期日 公布の日
- 4 担当課 建設部施設整備課

議第111号

別府市水道事業給水条例の一部改正について

- 1 趣旨
災害その他非常の場合における給水装置工事について指定工事事業者等の確保が困難であるときは、他市町村の指定を受けた工事事業者等による対応を可能にすることに伴い、条例を改正します。
- 2 議案の内容
第7条第1項に次のただし書きを加えます。

ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村の長若しくは水道事業管理者（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条の規定により置かれる水道事業の管理者をいう。）（以下この項において「他の市町村の長等」という。）又は他の市町村の長等による法第16条の2第1項の指定を受けた者に給水装置工事を施行させる必要があると認めるときは、この限りでない。

- 3 施行期日 公布の日
- 4 担当課 上下水道局営業課

議第112号

別府市下水道条例及び別府市公共下水道の構造等の基準に関する条例の一部改正について

- 1 趣旨
災害その他非常の場合における排水設備等の工事について、他の市町村の指定を受けた工事事業者による対応を可能にすること、本市において下水道法（昭和33年法律第79号）に規定する都市下水路を雨水幹線管渠に移行させたこと等に伴い、条例を改正します。
- 2 議案の内容

第1条 別府市下水道条例の一部改正

ア 都市下水路に関する規定及び規定中の文言を削ります。（第1条、第2条、第19条から第21条まで及び第26条関係）

イ アに伴い、所要の規定を整理します。（第21条関係）

ウ 排水設備等の新設等の工事を行う工事店の指定の要件について、「責任

技術者が専属する業者」から「責任技術者が選任する業者」に改めます。

(第7条関係)

エ 第7条第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加えます。

2 前項の規定にかかわらず、災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村の長又は水道事業管理者（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条の規定により置かれる下水道事業の管理者をいう。）（以下この項において「他の市町村の長等」という。）の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときに、他の市町村の長等の指定を受けた者は、工事を行うことができる。

第2条 別府市公共下水道の構造等の基準に関する条例の一部改正

都市下水路に関する規定及び規定中の文言を削ります。（第1条、第2条、第9条、第10条関係）

3 施行期日 公布の日

4 担当課 上下水道局下水道課

議第113号

別府市競輪事業の設置等に関する条例の一部改正について

1 趣旨

別府市競輪事業の設置等に関する条例前文及び同条例第1条の競輪事業の設置目的を踏まえ、競輪事業に「附帯する事業」（地方公営企業法第2条第1項）を円滑に実施することにより、地域の振興に貢献するため、条例を改正します。

2 議案の内容

第1条に次の1項を加えます。

2 前項の競輪事業の設置目的を踏まえ、地域の振興に貢献するため、競輪事業に附帯する事業を行うことができるものとする。

3 施行期日 規則で定める日

4 担当課 公営事業局総務課

議第114号

別府市競輪事業建設改良基金条例の一部改正について

1 趣旨

競輪の収益をもって社会福祉の増進、教育文化の発展等住民福祉の増進を図るに当たり（自転車競技法第22条参照）、経費の財源の確保を円滑に行うため、別府市競輪事業建設改良基金を繰り替えて運用することができる繰替運用に

係る規定を定めることに伴い、条例を改正します。

2 議案の内容

(1) 第5条及び第6条を繰り下げます。

(2) 第5条に繰替運用に関する規定を定めます。

第5条 管理者は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を別府市競輪事業会計の現金に繰り替えて運用することができる。

3 施行期日 公布の日

4 担当課 公営事業局総務課

議第115号

別府競輪市民広場の設置及び管理に関する条例の一部改正について

1 趣旨

別府競輪市民広場使用料のうち入浴料を見直すことに伴い、条例を改正します。

2 議案の内容

別表の入浴料の項を改めます。

区分	現行	改正案
入浴料	1人1回につき 110円	大人1人1回につき 200円 小人1人1回につき 100円
	1月入浴券 1,540円	1月入浴券 大人 2,500円 1月入浴券 小人 1,800円

3 施行期日 令和8年4月1日

4 担当課 公営事業局地域振興室

議第116号

別府市火災予防条例の一部改正について

1 趣旨

林野火災予防の実効性を高めるため林野火災注意報等について定めることに伴い、条例を改正します。

2 議案の内容

(1) 火災予防条例上の火災に関する警報は、消防法（昭和23年法律第186号）第22条第3項に規定するものであることを明確にします。（第29条関係）

- (2) 火災に関する警報の発令中における屋内での裸火の使用に係る制限（窓、出入口等の閉鎖）についての規定を削除します。（第29条関係）
- (3) 林野火災に関する注意報についての事項を定めます。（第29条の8関係）
- (4) 林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限についての事項を定めます。（第29条の9関係）
- (5) 消防長への事前の届出を必要とする火災とまぎらわしい煙又は火災を発するおそれのある行為にたき火が含まれることを明確にします。（第45条第1項関係）
- (6) 第45条第1項各号に掲げるそれぞれの行為について、届出の対象となる期間及び区域を指定することができます。（第45条第2項関係）

3 施行期日 令和8年1月1日

4 担当課 消防本部予防課

第117号～第123号

指定管理者の指定について

1 趣旨

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、指定管理者に公の施設の管理を行わせることについて、同条第6項の規定により議会の議決を求めるものです。

2 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称、指定の期間及び指定管理者となる団体

議案番号	公の施設の名称及び指定の期間	指定管理者となる団体	担当課
117	別府市内竈コミュニティーセンター及び別府市内竈多目的広場 R8.4.1～R13.3.31	別府市内竈5組 内竈自治会	総務部総務課
118	別府市南立石2区集会所 R8.4.1～R13.3.31	別府市南立石2区2組 南立石2区自治会	社会教育課
119	別府市身体障害者福祉センター R8.4.1～R13.3.31	別府市大字鶴見4310番地の2 別府市身体障害者福祉団体協議会	障害福祉課
120	地域共生広場（別府市ものづくり支援等複合施設構成施設） R8.10.1～R11.3.31	別府市大字南立石1027番地の4 一般社団法人結色	産業政策課
121	鉄輪地獄地帯公園小倉エリア駐車場 R8.4.1～R13.3.31	別府市小倉町64番55号 株式会社別府鉄輪パークマネジメント	公園緑地課
122	実相寺中央公園集会所 R8.4.1～R13.3.31	別府市緑丘町9番8号 緑丘町自治会	公園緑地課

123	<p>【特定公共賃貸住宅及び共同施設】 真光寺住宅 松原住宅</p> <p>【再開発住宅及び共同施設】 市営朝見再開発住宅A棟 市営朝見再開発住宅B棟 市営別府浜脇再開発住宅</p> <p>【市営住宅及び共同施設】 市営丸尾市民住宅 市営浜町住宅</p> <p>【市営店舗】 市営浜脇高層店舗 A、B、C、D、E 市営浜脇再開発店舗 1号棟1、1号棟3、2号棟 1、2号棟5、2号棟9、3号 棟1-1、3号棟1-2、3号 棟2、3号棟3 市営松原店舗 市営浜町住宅店舗 R8.4.1～R13.3.31</p>	大分市城崎町一丁目2番3号 大分県住宅供給公社	
-----	--	----------------------------	--

第124号及び議第125号

公の施設を他の普通地方公共団体の住民の利用に供することに関する協議について

1 趣旨

地方自治法第244条の3第2項の規定に基づき、協議により公の施設を他の普通地方公共団体の住民の利用に供することについて、同条第3項の規定により議会の議決を求めます。

2 議案の内容

- (1) 利用に供する他の普通地方公共団体の住民は、大分市、臼杵市、津久見市、竹田市、豊後大野市、由布市及び日出町の住民です。
- (2) 利用に供する公の施設は、次のとおりです。
 - ア 別府市立図書館等複合施設
 - イ 南部子育て支援センター
 - ウ 北部子育て支援センター
 - エ 西部子育て支援センター

3 担当課 教育部図書館共創交流局・子育て支援課

議第126号及び議第127号

他の普通地方公共団体の公の施設を本市の住民の利用に供させることに関する協議について

1 趣旨

地方自治法第244条の3第2項の規定に基づき、協議により他の普通地方公共団体の公の施設を本市の住民の利用に供させることについて、同条第3項の規定により議会の議決を求める。

2 議案の内容

(1) 利用に供させる公の施設を設置する他の普通地方公共団体は、大分市です。

(2) 利用に供せる大分市の公の施設は、次のとおりです。

- ア 大分市南部スポーツ交流ひろば
- イ 大分市府内こどもルーム
- ウ 大分市中央こどもルーム
- エ 大分市大分南部こどもルーム
- オ 大分市明治明野こどもルーム
- カ 大分市原新町こどもルーム
- キ 大分市鶴崎こどもルーム
- ク 大分市大南こどもルーム
- ケ 大分市植田こどもルーム
- コ 大分市大在こどもルーム
- サ 大分市坂ノ市こどもルーム
- シ 大分市佐賀関こどもルーム

3 担当課 企画戦略部政策企画課・こども部子育て支援課

議第128号

字の区域及びその名称の変更について

1 趣旨

住居表示の実施に当たり、字の区域及びその名称を変更することについて、地方自治法第260条第1項の規定により議会の議決を求める。

2 議案の内容

通称馬場、火壳、北中、鉄輪東、北鉄輪、鉄輪上、井田、風呂本、御幸、山家、浦田及び浜脇二丁目2区の字の区域及びその名称を変更します。

3 担当課 企画戦略部政策企画課